

大統領府
官房庁
法務次官室

2001 年 9 月 28 日 政令第 3.945 号

2001 年 8 月 23 日暫定措置令第 2.186-16 号第 10、11、12、14、15、16、18、及び 19 条の施行規則により遺伝財産管理評議会の構成を決定し、その機能の規則を制定し、保全と利用を目的とする遺伝財産へのアクセス、関連する伝統的知識の保護とアクセス、利益配分及びそれらの保全と利用のための技術へのアクセス及び技術移転を規制し、又他の対策を講じる。

共和国大統領は、憲法第 84 条Ⅳ及びⅥ項段落“a”にて付与された権限により、以下の政令を公布する；

第 1 条：本政令は、2001 年 8 月 23 日の暫定措置令第 2.186-16 号第 10、11、12、14、15、16、18 及び 19 条の施行規則により、遺伝財産管理評議会の構成を決定し、その機能の規則を制定する。

第 2 条：遺伝財産管理評議会は、以下の連邦行政府の組織と団体より 1 名の代表者と 2 名の代理人から構成され、2001 年暫定措置令第 2.186-16 号の主題管轄権を保持する。（2005 年政令第 5.439 号により起草された）

- I. 環境省
- II. 科学技術省
- III. 厚生省
- IV. 法務省
- V. 農務供給省
- VI. 国防省
- VII. 文化省
- VIII. 外務省
- IX. 開発・商工省

原文タイトル：DECRETO N° 3.945, DE 28 DE SETEMBRO DE 2001

原文リンク：

<http://pesquisa.in.gov.br/imprensa/jsp/visualiza/index.jsp?data=03/10/2001&jornal=1&pagina=1&totalArquivos=196>, p1-p3

（最終アクセス日：平成 27 年 7 月 27 日）

- X. 環境再生可能天然資源局 (IBAMA)
- XI. リオデジャネイロ植物園研究所
- XII. 科学技術開発委員会 (CNPq)
- XIII. 国立アマゾン研究所 (INPA)
- XIV. ブラジル農牧研究公社 (Embrapa)
- XV. オズワルド・クルス財団 (Fiocruz)
- XVI. エヴァンドロ・シャーガス研究所
- XVII. 国立インディオ基金 (Funai)
- XVIII. 国家産業財産院
- XIX. パルマレス文化財団

第 1 項 管理評議會は環境省の代表者が議長を務め、除斥あるいは解任された場合はその代理人が職務を代行する。

第 2 項 管理評議會のメンバー、議長、代理人は、審議會を構成する省庁及び連邦政府の団体の法定代表者により指名され、環境担当大臣により任命される。

第 3 項 管理評議會のメンバーの任務は無報酬とし、その職務は重要な公務とみなされる。

第 4 項 管理評議會は月 1 回の定例会議を開催し、議長あるいはメンバーの絶対多数による召集に応じて、随時臨時会議を開催する。その場合は正当な日程を付した書面が必要である。

第 5 項 第 4 項にある定期性は、管理評議會の決定により変更することができる。

第 6 項 代理人による適切な代行なしにメンバーが会議を 2 度連続欠席、あるいは 3 度不連続で欠席した場合は、管理評議會を解任される。

第 7 項 管理会議長は本会議あるいはテーマ別会議に、意思決定をサポートするために専門家を招待することができる。

第 3 条：2001 年暫定措置令第 2.186-16 号の規定の下、以下はその審議と規則の性質に応じて遺伝財産管理評議会が管轄する。

I. 遺伝財産管理の政策の実施の調整

II. 以下を制定する。

a) 遺伝財産の管理に関連する技術的基準

b) 遺伝財産へのアクセス及び送付の認可基準

c) 遺伝財産の利用及び利益配分に関する契約の作成のための指針

d) 関連する伝統的知識についての情報を記録するデータベースの構築基準

III. 連邦諸機関との協力、あるいは他の機関との協定により行われる、遺伝財産の構成要素のサンプルへのアクセス及び送付、並びに関連する伝統的知識へのアクセスの作業への参加

IV. 次の事項についての審議

a) 所有者の事前の同意による、遺伝財産の構成要素のサンプルへのアクセス及びその送付の許可

b) 所有者の事前の同意による、関連する伝統的知識へのアクセスの許可

c) 生物学及び関連分野の研究開発活動を行う、国内の公立あるいは民間の機関及び国内の公立あるいは私立大学に対し、期間を 2 年までとし、同一期間の更新が可能な、遺伝財産の構成要素のサンプルへのアクセス及びその送付の特別許可

d) 生物学及び関連分野の研究開発活動を行う、国内の公立あるいは民間の機関及び国内の公立あるいは私立大学に対し、期間を 2 年までとし、同一期間の更新が可能な、関連する伝統的知識へのアクセスの特別許可

e) 生物学及び関連分野の研究開発活動を行う他の国内の公立あるいは民間の機関に対して、遺伝財産の構成要素のサンプル及び関連する伝統的知識へのアクセス、同様に国内の公立あるいは民間の機関、又は海外に本部がある機関へ遺伝財産の構成要素のサンプルの送付を許可する、国内の公立研究開発機関、又は連邦の公立管理機関の認定

f) 遺伝財産の構成要素のサンプルの委託機関としての、国内の公立機関の

認定

- g) 2001 年暫定措置令第 2.186-16 号、及び本政令の規定に対する違反を理由とする、機関の認定の取消
- V. 2001 年暫定措置令第 2.186-16 号に基づく規則の要件を満たす、遺伝財産の利用及び利益配分に関する契約の承認
- VI. 2001 年暫定措置令第 2.186-16 号に定められた主題についての検討及び公聴の促進
- VII. 認定機関の決定及び 2001 年暫定措置令第 2.186-16 号の適用を原因とする行為に対する異議申立についての上級裁判所としての機能
- VIII. 内部規定の承認

単項：遺伝財産管理評議会は、生物多様性協約の規定により 2001 年暫定措置令第 2.186-16 号及び本政令の管轄権を行使する。

第 4 条：管理評議会の本会議は、少なくとも 10 名の評議員の参加で開催され、その審議は出席した評議員の多数決によって決定される。(2005 年政令第 5.439 号により起草された)

単項：決選投票は管理評議会議長の権限で行われる。

第 5 条：管理評議会の決議は、3 分の 2 のメンバーの同意で本会議に異議申立をすることができる。

単項：異議申立を決定する管理評議会本会議の決議は上訴できない。

第 6 条：管理評議会の代表を務めている省庁あるいは団体が直接関係している、進行中の審議に対しては該当するメンバーには投票権はない。

第 7 条：環境省組織内に遺伝財産部を設置し、管理評議会の幹事として機能し、以下の効力を持つ。

- I. 評議会の決議の実施
- II. 評議会により決定されるべきものとして提出された案件に係る手続
- III. 認定機関に対する支援の供与

- IV. 管理評議会の決議に従った、ブラジル領土、大陸棚、排他的経済水域に存在する遺伝財産のサンプルへのアクセス及びその発送に対する許可、並びに関連する伝統的知識へのアクセスの許可の、評議会の名による発行
- V. 管理評議会の決議に従った、生物学及び関連分野において研究開発活動を行う、国内の公立あるいは民間の機関及び国内の公立あるいは私立大学に対する、遺伝財産の構成要素のサンプルへのアクセス及び送付に対する許可、並びに関連する伝統的知識へのアクセスの、期間を 2 年間とし同一期間の更新が可能な特別許可の、評議会の名による発行
- VI. その他の連邦諸機関と協力して行われる、遺伝財産の構成要素のサンプルへのアクセス及び送付、並びに関連する伝統的知識へのアクセスの作業への参加
- VII. 管理評議会の決議に従った、国内の公立あるいは民間の機関に対して遺伝財産の構成要素のサンプル及び関連する伝統的知識へのアクセスを許可する、国内の研究開発活動を行う公立機関あるいは公立連邦管理機関の認定、並びに、2001 年暫定措置令第 2.186-16 号代 19 条に従った遺伝財産の構成要素のサンプルを国内の公立あるいは民間の機関、又は海外に本部がある機関への送付の許可の促進
- VIII. 管理評議会の決議に従った、遺伝財産の構成要素のサンプルの委託機関としての、国内の公立機関の認定
- IX. 2001 年暫定措置令第 2.186-16 号、及び本政令の規定に対する違反を理由とする、評議会の決議に従った機関の認定の取消
- X. 管理評議会の決定に基づいた遺伝財産の使用及び利益配分に関する契約の登録
- XI. 2001 年暫定措置令第 2.186-16 号に基づいた、食品の安全に関する国際協定を含めわが国が調印する国際協定において、交換を促進するために指定されている種のリストの公開
- XII. 次に掲げるものの作成及び維持
 - a) 2001 年暫定措置令第 2.186-16 号第 18 条の規定に基づく、生息域外のコレクションの登録簿
 - b) 遺伝財産の構成要素のサンプル採取中に得られた情報を記録するための

データベース

- c) 遺伝財産の構成要素のサンプルへのアクセス及び送付の許可、並びに関連する伝統的知識へのアクセスの許可、素材移転条件並びに遺伝財産の利用及び利益配分に関する契約のデータベース

XIII. アクセス及び送付の許可、素材移転条件並びに遺伝財産の利用及び利益配分に関する契約のリストの定期的な開示

第 8 条：以下に掲げる要件、中でも管理評議会が要求する可能性があるものを満たす機関が、2001 年暫定措置令第 2.186-16 号第 11 条IV項段落 ”a” 及び ”b” に規定される許可を得ることができる。(2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号により起草された)

- I. 機関としての証拠 (2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号により起草された)
 - a) ブラジルの法律に基づいて設立されている (2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた)
 - b) 生物学及び関連分野において研究開発活動を行っている (2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた)
- II. 遺伝財産の構成要素のサンプルのアクセスと送付、及び関連する伝統的知識のアクセスに関する専門的資格 (2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号により起草された)
- III. 遺伝財産の構成要素のサンプル取扱いに係る適切な体制
- IV. 遺伝財産の構成要素のサンプル採取、あるいは関連する伝統的知識のアクセスに関する活動を記述した研究プロジェクト、これには使用目的を含めなければならない
- V. 2001 年暫定措置令第 2.186-16 号第 16 条第 8 及び 9 項に規定される、事前同意の提示 (2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号により起草された)
- VI. 2001 年暫定措置令第 2.186-16 号第 8 条第 1 項、第 9 条 II 項、第 11 条 IV 項段落 ”b” に準拠した、関連する伝統的知識のアクセスを取扱う際の、先住民共同体あるいは関連する場所の事前同意の提示 (2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号により起草された)
- VII. 遺伝財産の構成要素のサンプル及び関連する伝統的知識についての情

報の用途の表示（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた）

- VIII. 遺伝財産の構成要素のサブサンプルが寄託される、管理評議会により認定された委託機関としての表示（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた）
- IX. アクセスが科学的研究の目的となっている場合、当該機関の法定代表者が署名した、許可された目的にのみ遺伝財産あるいは関連する伝統的知識にアクセスすることが約束された宣誓書の提示（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた）
- X. 遺伝財産あるいは関連する伝統的知識のアクセスがバイオプロスペクティングや技術開発活動のような商業的利用の可能性がある場合、当事者により署名された遺伝財産の利用と利益配分に関する契約の提示（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた）

第 1 項 アクセスが科学的研究の目的の場合、2001 年暫定措置令第 2.186-16 号第 14 条に規定された管理評議会あるいは認定機関により、本条の本文 II 項及び III 項の要件の証拠の提示は免除される。（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた）

第 2 項 本条の本文 IV 項に関する研究プロジェクトには、以下の項目を含まなければならない。（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号により単項から番号を付替えられた）

- I. 導入背景、理由、目的、方法、及びアクセスされるサンプルあるいは情報から得られることを期待される成果（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号により起草された）
- II. 先住民共同体あるいは関連する場所を明確にした、フィールド活動が行われる期間及び関連する伝統的知識にアクセスする時期を記した、プロジェクトの地理的な位置と日程（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号により起草された）
- III. 採取される素材又は情報の種類、及び採取されるサンプルのおおよその量（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号により起草された）
- IV. 当事者の資金源とその金額、責任と権利（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946

号により起草された)

- V. 研究団体の身分証明及び、科学技術開発委員会が管理するシステムに含まれていない場合、参加する研究者の履歴書 (2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた)

第 3 項 本条に規定された許可を受けた機関は、2001 年暫定措置令第 2.186-16 号第 14 条に従い管理評議会あるいは認定された機関に対し、アクセス許可に設定される期限内にプロジェクトの進捗状況を報告しなければならない (2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた)

第 9 条 : 以下に掲げる要件、中でも管理評議会が要求する可能性があるものを満たし、遺伝財産の構成要素あるいは関連する伝統的知識のアクセスに興味のある機関は、商業利用の可能性がない科学的研究の為に、2001 年暫定措置令第 2.186-16 号第 11 条IV項段落 “c” 及び “d” に規定される特別許可を得ることができる。 (2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号により起草された)

- I. 機関としての証拠 (2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号により起草された)
 - a) ブラジルの法律に基づいて設立されている (2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた)
 - b) 生物学及び関連分野において研究活動を行っている (2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた)
- II. 遺伝財産の構成要素のサンプルのアクセスと送付、及び関連する伝統的知識のアクセスに関する専門的資格 (2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号により起草された)
- III. 遺伝財産の構成要素のサンプル取扱いに係る適切な体制
- IV. 機関により開発された遺伝財産の構成要素のアクセス及び送付に関するプロジェクトと日常活動のポートフォリオ
- V. 2001 年暫定措置令第 2.186-16 号第 16 条第 8 及び 9 項に規定された事前同意の提示 (2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号により起草された)

- VI. 2001 年暫定措置令第 2.186-16 号第 8 条第 1 項、第 9 条 II 項、第 11 条IV項段落 “b” に準拠した、関連する伝統的知識のアクセスを取扱う際の、先住民共同体あるいは関連する場所の事前同意の提示（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号により起草された）
- VII. 遺伝素材あるいは関連する伝統的知識に関する情報の用途、技術者チーム、国内の他の公立または民間の機関、あるいは海外に本部がある機関に対するサンプル送付のための、事前に署名される素材移転の契約を管理できるインフラ設備の表示（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた）
- VIII. 商業的利用の可能性がない場合に限り、遺伝財産あるいは関連する伝統的知識にアクセスすることを約束した、当該機関の法定代表者により署名された宣誓書

第 1 項 本条の本文IV項にあるポートフォリオは、開発される活動の概要説明がなければならない。同様に次の最低要件を満たすプロジェクト概要も示されなければならない。

（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号により起草された）

- I. 目的、素材、方法、用途、採取されるサンプルあるいは情報の送り先（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号により起草された）
- II. フィールド活動の範囲、関連する伝統的知識にアクセスする時期、先住民共同体あるいは関連する場所の確認（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号により起草された）
- III. 資金源の表示（（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号により起草された）
- IV. 研究団体の身分証明及び、科学技術開発委員会が管理するシステムに含まれていない場合、参加する研究者の履歴書（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号により起草された）

第 2 項 本条に規定された許可を受けた機関は、2001 年暫定措置令第 2.186-16 号第 14 条に従い管理評議会あるいは認定された機関に対し、許可に設定される 12 ヶ月を超えない定期的な期限内に報告書を提出しなければならない。（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれ

た)

第3項 第2項にある報告書は、最低限以下の内容を含まなければならない。

(2003年12月31日政令第4.946号に含まれた)

I. プロジェクトの進捗状況とポートフォリオを構成する活動内容の詳細な情報

(2003年12月31日政令第4.946号に含まれた)

II. 地理的座標による、採取が行われた場所の提示 (2003年12月31日政令第4.946号に含まれた)

III. 各場所にて採取された種あるいは形態型の量と質のリスト (2003年12月31日政令第4.946号に含まれた)

IV. 関連する伝統的知識に関する情報の登録のコピー (2003年12月31日政令第4.946号に含まれた)

V. 管理評議会に認定された機関にサブサンプルを委託した証明書 (2003年12月31日政令第4.946号に含まれた)

VI. 素材移転条件の提示 (2003年12月31日政令第4.946号に含まれた)

VII. 当事者の資金源とその金額、責任と権利 (2003年12月31日政令第4.946号に含まれた)

VIII. 予備段階の結果 (2003年12月31日政令第4.946号に含まれた)

第4項 本条に規定された許可を受けた機関は、許可が有効な間は本条に設定されている条件が揃っていれば、ポートフォリオに新規の活動あるいはプロジェクトを含めることができる。新規活動あるいはプロジェクトの開始から60日の間に、2001年暫定措置令第2.186-16号第14条に規定された、管理評議会あるいは認定された機関に変更連絡をすること。

第9条-A: 以下に掲げる要件、中でも管理評議会が要求する可能性のあるものを満たす機関は、バイオプロスペクティングや技術開発のような商業的利用の可能性のある活動を目的とした、生息域外の採集を構成し統合する目的を持って遺伝財産にアクセスするために、2001年暫定措置令第2.186-16号第11条

IV項段落“c”に規定される特別許可を得ることができる。(2003年12月31日政令第4.946号に含まれた)

- I. 機関としての証拠 (2003年12月31日政令第4.946号に含まれた)
 - a) ブラジルの法律に基づいて設立されている (2003年12月31日政令第4.946号に含まれた)
 - b) 生物学及び関連分野において研究開発活動を行っている (2003年12月31日政令第4.946号に含まれた)
- II. 生息域外のコレクションの形成と維持の執行、あるいは遺伝財産の構成要素のサンプルの送付のための専門的資格 (2003年12月31日政令第4.946号に含まれた)
- III. 遺伝財産の構成要素のサンプル取扱いに係る適切な体制 (2003年12月31日政令第4.946号に含まれた)
- IV. 遺伝財産のアクセス活動による、生息域外のコレクションの構成プロジェクト (2003年12月31日政令第4.946号に含まれた)
- V. 2001年暫定措置令第2.186-16号第8及び9項に規定された、事前合意の提示 (2003年12月31日政令第4.946号に含まれた)
- VI. 遺伝素材の用途、並びに技術者チーム、国内の他の公立あるいは民間の機関に対するサンプル送付の為の、事前に署名される素材移転の契約を管理できるインフラ設備の表示 (2003年12月31日政令第4.946号に含まれた)
- VII. 生息域外の採集目的のみ遺伝財産にアクセスすることを約束した宣誓書への、機関の法定代表者による署名
- VIII. 公有地又は私有地の所有者、あるいは先住民共同体及び公式の先住民機関と交わされる、遺伝財産の利用及び利益配分に関する契約の見本の提示 (2003年12月31日政令第4.946号に含まれた)

第1項 本条の本文VIII項に規定される遺伝財産利用の契約の見本は、管理評議会の承認を受けるために提出されなければならない。その見本は評議会により要求されうる他の要件を損なうことなく、2001年暫定措置令第2.186-16号第28条の規定に従う必要がある。(2003年12月31日政令第4.946号に含まれた)

第2項 本条の本文IV項に規定されるプロジェクトは、以下の最低要件を満たす開発される活動の概要説明がなければならない。

- I. 目的、素材、方法、用途、及び採取されるサンプルの送り先（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた）
- II. フィールド活動の範囲（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた）
- III. 資金源の表示、及び（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた）
- IV. 研究団体の身分証明及び、科学技術開発委員会が管理するシステムに含まれていない場合、参加する研究者の履歴書（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号により起草された）

第3項 本条に規定された特別許可を受けた機関は、管理評議会あるいは認定された機関に対し、許可に設定される 12 ヶ月を超えない定期的な期限内に報告書を提出しなければならない。（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた）

第4項 第3項にある報告書は、プロジェクトの進捗状況を示し、最低限以下の内容を含まなければならない。（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた）

- I. 地理的座標並びにその所有者による、採取が行われた場所の提示（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた）
- II. 各場所にて採取された種あるいは形態型の量と質の一覧表（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた）
- III. 管理評議会に認定された機関にサブサンプルを委託した証明書（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた）
- IV. 署名された、素材移転条件の提示（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた）
- V. 当事者の資金源とその金額、責任と権利、及び（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた）
- VI. 予備段階の結果（2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた）

第 5 項 生息域外のコレクションを構成する為の特別許可に興味のある場合は、本条及び 2001 年暫定措置令第 2.186-16 号にある要件を満たす証明書を持って管理評議会に申請に出向くこと。(2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた)

第 6 項 本条に規定される特別許可により構成されるコレクションから他のアクセスをしようとする機関は、2001 年暫定措置令第 2.186-16 号第 14 条に規定される管理評議会又は認定された機関の両方に特別許可を申請しなければならない。(2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた)

第 9 条-B : 2001 年暫定措置令第 2.186-16 号第 11 条IV項段落 “c” 及び “d” に規定される特別許可は、本政令第 9 条-A の規定を除き、バイオプロスペクティングや技術開発のような商業的利用の可能性のある遺伝財産のアクセス活動には適用されない。(2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた)

第 9 条-C : 本政令第 8 条、第 9 条及び第 9 条-A に規定される特別許可は、単独あるいは共同に関わらず、興味を持っている機関によって策定された申請書、及び管理評議会あるいは 2001 年暫定措置令第 2.186-16 号に規定される認定された機関によって付与された認可条件に従い、アクセス及び送付も含めることができる。(2003 年 12 月 31 日政令第 4.946 号に含まれた)

第 10 条 : 生物学及び関連分野において研究開発活動を行う他の国内の公立あるいは民間の機関が遺伝財産の構成要素のサンプルにアクセス及び送付し、又 2001 年暫定措置令第 2.186-16 号第 11 条IV項段落 “e” 1 号及び 2 号に規定される関連する伝統的知識へのアクセスを許可する、国内の公立研究開発機関あるいは公立連邦管理機関の認定を得るためには、管理評議会は少なくとも以下の要件を満たす申請を受け付けなければならない。

- I. 生物学及び関連分野あるいは管理分野において、研究開発活動を行っている証明
- II. 2001 年暫定措置令第 2.186-16 号に規定されたアクションに関連する開

発の活動及びプロジェクトのリスト

III. 以下の活動を行うのに十分なインフラ設備と技術者チーム

- a) 第三者に対する、次の許可に関する申請と発行の分析
 - 1. 所有者との事前同意を前提とした、ブラジル領土、大陸棚及び排他的経済水域の生息域内に存在する、遺伝財産の構成要素のサンプルへのアクセス
 - 2. 所有者との事前同意を前提とした、関連する伝統的知識へのアクセス
 - 3. 国内の公立あるいは民間の機関、または海外に本部がある機関への、遺伝財産の構成要素のサンプルの送付
- b) 連邦政府機関あるいは他の機関と共同で、遺伝財産の構成要素のサンプルのアクセス 及び送付、さらに関連する伝統的知識のアクセス活動への参加
- c) 次に掲げるものの策定及び維持
 - 1. 2001 年暫定措置令第 2.186-16 号第 18 条の規定に基づく、生息域外のコレクションの登録簿
 - 2. 遺伝財産の構成要素のサンプル採取中に得られた情報を記録する為のデータベース
 - 3. アクセス及び送付の許可、素材移転条件並びに遺伝財産の利用及び利益配分に関する契約のデータベース
- d) アクセス及び送付の許可、素材移転条件、遺伝財産の利用及び利益配分に関する契約のリストの開示
- e) 許可されたプロセスについて素材移転条件、遺伝財産の利用及び利益配分に関する契約の参加と実施
- f) 管理評議会に対する、実施した活動の年次報告書の準備と提出、及び管理評議会の幹事会に対するデータベースの写しの提出

第 11 条：2001 年暫定措置令第 2.186-16 号第 11 条IV項段落 “f” に規定される遺伝財産の構成要素のサンプルの正式な委託先としての国内の公立研究開発機関の認定を得るには、管理評議会は少なくとも以下の要件を満たす申請を受け付けなければならない。

I. 生物学及び関連分野において研究開発活動を行っている証明

- II. 遺伝財産の構成要素のサンプルの生息域外での保存に十分な容量とインフラ設備の表示
- III. 保存活動について責任技術チームの能力の証明
- IV. 受託者として機関がその責任を持つ、種の保存のために採用される方法と素材の記述
- V. コレクションの維持の為の利用可能な予算

第 12 条：(2003 年 12 月 31 日政令第 4,946 号により無効)

第 13 条：遺伝財産管理評議会の内部規制は、少なくともその活動体系について、審議の記録方法とその行動の記録を処理する。

第 14 条：本政令は、公布の日から有効となるものとする。

ブラジリア、2001 年 9 月 28 日、独立より 180 年、共和国制定より 113 年
フェルナンド・エンリッケ・カルドーゾ
ヨハネス・エッキ
ジョゼ・セーラ
カルロス・アメリコ・パチェコ
ジョゼ・サルネイ・フィーリョ